

参加表明書作成要領

1. プロポーザルによって選定される設計者の業務
プロポーザルによって選定される設計者の業務は、千葉市役所新庁舎整備に係る基本設計の実施に関することである。
2. 参加表明書の内容
 - (1) 参加表明書は、別添の書式に基づき作成する。
 - (2) 用紙の大きさはA4版タテとする。
 - (3) 別添の書式に記載する事務所の主要業務、同種及び類似業務とは以下の業務に類するものとする。
 - (イ) 主要業務とは、主として行った設計業務のうち、平成23年度以降に委託期間を含み、参加表明書提出日までに完了している設計業務とする。
 - (ロ) 同種業務とは、庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）の設計業務とする。
 - (ハ) 類似業務とは、業務施設*の設計業務とする。
※平成21年国土交通省告示第15号別添2による類型4に該当する施設
 - (4) 「企業の主要業務実績（様式2）」、「同種・類似業務実績（様式3）」に記載する設計業務実績の件数は、事務所の主要業務については10件以内、同種・類似業務については合わせて6件以内とする。
また、同種及び類似業務実績が、他の施設との複合施設である場合は、2（3）（ロ）及び（ハ）に示す施設の用途に供する部分の面積を評価対象とする。この場合、当該用途部分の面積が分かる資料を別途提出すること。
 - (5) 「総括責任者・主任技術者の経歴等（様式5・6）」に記載する業務実績の件数は、5件以内とする。